

豊福政第4226号
令和4年（2022年）2月10日

豊中市指定介護保険サービス事業者
市内高齢者福祉施設事業者
豊中市介護予防・日常生活支援総合事業事業者 御中

豊中市 福祉部 長寿社会政策課

事業所の記録の保存に係る起算日の変更について（通知）

日頃は、当市高齢者福祉行政並びに介護保険事業に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

事業所の記録の整備について、令和3年度（2021年度）の介護保険制度改正において厚生労働省から、記録の保存に係る起算日である「その完結の日」の解釈が明示されたことを受け、豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等（以下「条例」という。）及び豊中市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（以下「豊中市総合事業基準要綱」という。）を改正しました。

各事業者におかれましては、改正内容を十分にご確認いただき、今後も基準に沿った適切な事業運営にご協力いただくと共に、必要な対応を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 改正の概要

令和3年度（2021年度）介護保険制度改正の際、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等（以下「国省令」という。）において、記録の保存に係る起算日となる「その完結の日」の解釈が、「契約終了により一連のサービス提供が終了した日を指す」と明確化されたため、国省令に準じて、条例及び豊中市総合事業基準要綱を改正しました。

2. 改正した条例及び豊中市総合事業基準要綱

別紙「改正した条例及び要綱一覧」

3. 施行日

令和4年（2022年）4月1日

4. 改正内容

（1）改正の概要一覧

記録の種類	改正前 起算日	改正後 起算日
個別サービス計画等	当該計画等の完了の日	完結の日 ※契約終了により一連のサービス提供が終了した日
提供した具体的なサービスの内容等の記録	当該記録に係るサービスを提供した日	
市への通知に係る記録	当該通知の日	
苦情の内容等の記録	当該記録に係るサービスを提供した日	
事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	当該記録に係るサービスを提供した日	

（2）具体的例示

別紙「事業所の記録の保存に関する基準の変更について」を参照。

5. 運営規程等への記載について

現在、運営規程において「事業所は、指定〇〇〇に関する条例で定める記録を整備し、条例で定める日から5年間保存するものとする。」と記載いただくようお願いしています。今回の改正に伴い、令和4年（2022年）4月1日付で当該規定については以下の文案に相当する内容に変更いただくようお願いいたします。

また、この改正に伴う運営規程の変更については、変更の届出は不要とさせていただきます。各事業者において遺漏なきようご対応ください。

【改正後（文案）】

「事業所は、指定〇〇〇に関する条例で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。」

（問合せ）

豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係
担当：大東（おおひがし）、加藤

TEL：06-6858-2838 FAX：06-6858-3146

E-mail：chouju@city.toyonaka.osaka.jp